

雑紙（その他紙）のリサイクルにご協力ください！

東北町のごみのリサイクル率は県内中位レベルにあります。これを改善するためには、他の紙類に比べ回収率が極めて低い雑紙（その他紙）のリサイクルを強化する必要があります。

このページを参考に、雑紙（その他紙）のリサイクルについて確認しましょう。

◎毎月1回の「紙類の日」に資源の雑紙（その他紙）を出してゴミ焼却処理費を減らしましょう！！

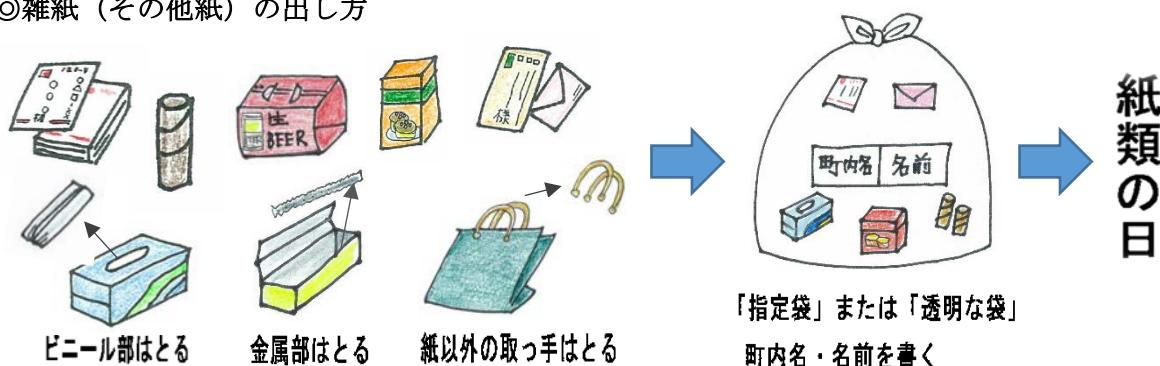
◎雑紙（その他紙）ってなに？

雑紙（その他紙）とは、コピー用紙、食品やお菓子の包装紙、はがき、トイレットペーパーの芯など、日常生活の中でよく使われる紙のことです。普段、私たちが燃やせるごみとして出しているごみ袋の中には、分別すればリサイクル資源となる「雑紙（その他紙）」がたくさん含まれています。

※雑紙（その他紙）はこのような紙類です。

- ・コピー用紙
- ・メモ用紙
- ・ノート
- ・はがき
- ・封筒
- ・名刺
- ・紙袋
- ・包装紙
- ・紙箱（食品・お菓子・ティッシュの箱など）
- ・カレンダー
- ・ラップの芯
- など

◎雑紙（その他紙）の出し方



- ・箱ティッシュや窓付封筒などに付いているビニールは取り除いて「燃やせるごみ」へ
 - ・ラップなど箱に付いている金属は取り除いて「燃やせないごみ」へ
 - ・紙袋などの取っ手が紙以外（プラスチック等）のものは取り除いて「燃やせるごみ」へ
- 必ず指定袋または透明の袋に入れて、町内名・名前を書いて「紙類の日」に出してください。

●雑紙（その他紙）として出せないもの

混入禁止

- ・カーボン紙
- ・感熱紙
- ・写真
- ・粘着テープ
- ・ラミネート紙
- ・銀紙
- ・汚れた紙
- ・臭いのついた紙
- ・食品や洗剤などが付着した紙
- ・濡れた紙
- ・フィルム類
- ・防水加工されている紙（紙コップ、紙皿など）
- など